

代行保険料率の算定に関する取扱いについて（平成7年3月30日年発第1510号）新旧対照表 1

新	旧
<p>(別紙) 代行保険料率の算定に関する基準</p> <p>1 代行保険料率の算定を行うべき基金等</p> <p>(1) 代行保険料率の算定を行うべき基金等は、次のアからクまでのいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア 基金の設立(分割設立を含む。)の認可申請を行う適用事業所の事業主</p> <p>イ~カ (略)</p> <p>キ <u>事業年度の末日において最低責任準備金相当額が過去期間代行給付現価に1.5を乗じて得た額を上回っている基金(ただし、前記アからカまでに該当する場合を除く。)</u></p> <p>ク <u>厚生年金保険において財政の現況及び見通しが作成され免除保険料率を決定するための代行保険料率の算定を行う場合であって、当該免除保険料率の決定される月が前記アからキまでのいずれかに該当して算定を行う免除保険料率の決定される月と同一でない</u></p> <p>基金</p> <p>(2) 前記(1)のイにおいて代行保険料率の算定の基礎となる事項に変更が生じたときは、次のいずれかに該当したときとすること。</p> <p>ア 基金の加入員数が、前回の代行保険料率の算定基準日(ただし、前記(1)のキ又はクに該当して代行保険料率を算定した場合の算定基準日を除く。)から20%以上変動したとき</p> <p>(略)</p> <p>2 代行保険料率の算定の方法</p> <p>(1) 算定基準日</p> <p>代行保険料率の算定基準日は、次のアからカまでのとおりとすること。</p>	<p>(別紙) 代行保険料率の算定に関する基準</p> <p>1 代行保険料率の算定を行うべき基金等</p> <p>(1) 代行保険料率の算定を行うべき基金等は、次のアからカまでのいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア 基金の設立の認可申請を行う適用事業所の事業主</p> <p>イ~カ (略)</p> <p>(2) 前記(1)のイにおいて代行保険料率の算定の基礎となる事項に変更が生じたときは、次のいずれかに該当したときとすること。</p> <p>ア 基金の加入員数が、前回の代行保険料率の算定基準日から20%以上変動したとき</p> <p>(略)</p> <p>2 代行保険料率の算定の方法</p> <p>(1) 算定基準日</p> <p>代行保険料率の算定基準日は、次のアからエまでのとおりとすること。</p>

代行保険料率の算定に関する取扱いについて（平成7年3月30日年発第1510号）新旧対照表 2

新	旧
<p>ア～エ（略）</p> <p>オ <u>前記1の(1)のキに該当する基金にあっては、当該事業年度の末日とすること。</u></p> <p>カ <u>前記1の(1)のクに該当する基金にあっては、厚生年金基金令第36条の2第2号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める月を定める件（平成16年9月厚生労働省告示第342号）に規定する月の13月前の月の末日とすること。</u></p> <p>（2）（略）</p> <p>（3） 基礎率の算定基準</p> <p>代行保険料率の算定に用いる基礎率の算定は、次のアからオまでに定めるところによること（ただし、前記1の(1)のキ又はクに該当する基金については、直前の代行保険料率の算定に用いた基礎率（予定利率及び死亡率を除く。）を用いるものとする。）</p> <p>ア 予定利率は、<u>年3.2%</u>とすること。</p> <p>イ 死亡率は、次の（ア）及び（イ）によること。</p> <p>（ア） 加入員の死亡率は、年齢及び性別に応じて「<u>厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発3321号）</u>」の別紙厚生年金基金財政運営基準（以下「<u>財政運営基準</u>」という。）の別表1に定める率とすること。</p> <p>（イ）加入員以外の死亡率は、年齢及び性別に応じて<u>財政運営基準</u>の別表2に定める率とすること。</p> <p>ウ～オ（略）</p> <p>（4） 代行給付費の予想額の算定に関する取扱い</p> <p>ア 代行給付費の予想額の現価は、<u>次の（ア）に掲げる額から（イ）に掲げる額を控除した額</u>とすること。</p> <p>（ア）（略）</p>	<p>ア～エ（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3） 基礎率の算定基準</p> <p>代行保険料率の算定に用いる基礎率の算定は、次のアからオまでに定めるところによること。</p> <p>ア 予定利率は、<u>年5.5%</u>とすること。</p> <p>イ 死亡率は、次の（ア）及び（イ）によること。</p> <p>（ア） 加入員の死亡率は、年齢及び性別に応じて「<u>厚生年金基金における財政再計算に伴う掛金率の計算に関する取扱いについて（昭和45年6月18日年発1018号。以下「<u>財政再計算通知</u>」という。）</u>」の別表1に定める率とすること。</p> <p>（イ）加入員以外の死亡率は、年齢及び性別に応じて<u>財政再計算通知</u>の別表2に定める率とすること。</p> <p>ウ～オ（略）</p> <p>（4） 代行給付費の予想額の算定に関する取扱い</p> <p>ア 代行給付費の予想額の現価は、<u>次の（ア）と（イ）に掲げる額の合計額</u>とすること。</p> <p>（ア）（略）</p>

代行保険料率の算定に関する取扱いについて（平成7年3月30日年発第1510号）新旧対照表 3

新	旧
<p>（イ） 前記1の（1）のイ～ウ、オ～カ又はクに該当する基金及び前記の1の（1）の アに該当する事業主で、算定基準日の翌日の属する事業年度の一事業年度前の末日におい て、最低責任準備金相当額が過去期間代行給付現価に1.5を乗じて得た額を上回ってい る基金等及び前記1の（1）のキに該当する基金にあっては、当該事業年度の末日の最低 責任準備金相当額から過去期間代行給付現価に1.5を乗じて得た額を控除した額（それ 以外の基金等にあっては零）</p> <p>イ （略）</p> <p>（5）～（6） （略）</p> <p>3 代行保険料率の算定結果の取扱い</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） （1）に規定する厚生労働大臣への届出は次のアからカまでに定めるときに行う こと。</p> <p>ア～エ （略）</p> <p>オ 前記1の（1）のキに該当する基金にあっては、算定基準日の属する月の9月後の月 の末日</p> <p>カ 厚生年金保険において財政の現況及び見通しが作成され免除保険料率を決定すると きには前記ウからオまでにかかわらず当該免除保険料率を決定する月の4月前の月の末 日</p> <p>（様式第1号）～（様式第2号） （略）</p>	<p>（イ） 65歳未満の間に係る代行給付費から政府負担金を控除した額の予想額及び育児 休業期間中の免除保険料相当額の免除に要する費用の予想額の合計額の現価</p> <p>イ （略）</p> <p>ウ 前記アの（イ）に掲げる額は、当該基金の標準報酬月額及び標準賞与額の総額の予想額 の現価に0.00980を乗じて得た額を1.3で除して得た額とすること。</p> <p>（5）～（6） （略）</p> <p>3 代行保険料率の算定結果の取扱い</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） （1）に規定する厚生労働大臣への届出は次のアからエまでに定めるときに行う こと。</p> <p>ア～エ （略）</p> <p>（様式第1号）～（様式第2号） （略）</p>

代行保険料率の算定に関する取扱いについて（平成7年3月30日年発第1510号）新旧対照表 4

新	旧
----------	----------

（様式第3号）

1. 総括表

算定基準日：平成 年 月 日
（前回：平成 年 月 日）

区分	代行保険料率 (%)	代行給付費現価 〔政府負担金〕 現価控除後 (千円)	標準報酬月額現価 (千円)	標準賞与額現価 (千円)	平成 年 月 日現在 (平成 年 月 日現在)	
					過去期間代行給付現価 (千円)	最低責任準備金 (千円)
男子	()	()	()	()	()	/
女子	()	()	()	()	()	
計	()	()	()	()	()	

区分	加入員 数 (人)	平均年 齢 (歳)	最終年 齢 (歳)	新規加 入年齢 (歳)	新規加入員率			昇給率 (%)		昇給指数上限到達年齢 (歳)		新規加入員 の最終年齢 到達率 (%)	平均脱退率 (%)
					人数 (%)	報酬 (%)	賞与	報酬	賞与	報酬	賞与		
男子	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
女子	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

（特記事項）

（様式第3号）

1. 総括表

算定基準日：平成 年 月 日
（前回：平成 年 月 日）

区分	代行保険料率 (%)	代行給付費現価 〔政府負担金〕 現価控除後 (千円)	標準報酬月額現価 (千円)	標準賞与額現価 (千円)
男子	()	()	()	()
女子	()	()	()	()
計	()	()	()	()

区分	加入員 数 (人)	平均年 齢 (歳)	最終年 齢 (歳)	新規加 入年齢 (歳)	新規加入員率			昇給率 (%)		昇給指数上限到達年齢 (歳)		新規加入員 の最終年齢 到達率 (%)	平均脱退率 (%)
					人数 (%)	報酬 (%)	賞与	報酬	賞与	報酬	賞与		
男子	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
女子	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

（特記事項）

代行保険料率の算定に関する取扱いについて（平成7年3月30日年発第1510号）新旧対照表 5

新	旧
----------	----------

（様式第3号の2）

1. 総括表

算定基準日：平成 年 月 日

区分	代行保険料率 (%)	代行給付費現価 〔政府負担金 現価控除後〕 (千円)	標準報酬月額現価 (千円)	標準賞与額現価 (千円)	平成 年 月 日現在	
					過期控除現価 (千円)	最終賞与額 (千円)
					男子	
女子						
計						

区分	加入員数 (人)	平均年齢 (歳)	最終年齢 (歳)	新規加入 年齢 (歳)	新規加入率			昇給率			昇給階級 上限到達 年齢 (歳)	新規加入 員の最終 年齢到達 率 (%)	平均年齢 (%)	
					人数 (%)	報酬 (%)	賞与	報酬	賞与	報酬				賞与
女子														

（特記事項）

（様式第3号の2）

1. 総括表

算定基準日：平成 年 月 日

区分	代行保険料率 (%)	代行給付費現価 〔政府負担金 現価控除後〕 (千円)	標準報酬月額現価 (千円)	標準賞与額現価 (千円)
男子				
女子				
計				

区分	加入員数 (人)	平均年齢 (歳)	最終年齢 (歳)	新規加入 年齢 (歳)	新規加入員率			昇給率			昇給階級 上限到達 年齢 (歳)	新規加入 員の最終 年齢到達 率 (%)	平均年齢 (%)	
					人数 (%)	報酬 (%)	賞与	報酬	賞与	報酬				賞与
女子														

（特記事項）

代行保険料率の算定に関する取扱いについて（平成7年3月30日年発第1510号）新旧対照表 6

新	旧
---	---

（様式第4号）

2. 算定基準日における加入員の年齢別分布表

区分 年齢	
歳	
15	
16	
17	
18	
19	
(略)	(略)
35	
36	
37	
38	
39	
<u>40</u>	
<u>41</u>	
<u>42</u>	
<u>43</u>	
<u>44</u>	

区分 年齢	
歳	
45	
46	
47	
48	
49	
(略)	(略)
<u>64</u>	
<u>65</u>	
<u>66</u>	
<u>67</u>	
<u>68</u>	
<u>69</u> ～	
計	

（様式第4号）

2. 算定基準日における加入員の年齢別分布表

区分 年齢	
歳	
15	
16	
17	
18	
19	
(略)	(略)
35	
36	
37	
38	
39	

区分 年齢	
歳	
<u>40</u>	
<u>41</u>	
<u>42</u>	
<u>43</u>	
<u>44</u>	
(略)	(略)
60	
61	
62	
63	
<u>64</u> ～	
計	

代行保険料率の算定に関する取扱いについて（平成7年3月30日年発第1510号）新旧対照表 7

新	旧
---	---

（様式第5号）

3．基礎率算定表

（1）脱退率

男子

年齢	
15	(略)
16	
17	
18	
19	
(略)	
<u>64</u>	
<u>65</u>	
<u>66</u>	
<u>67</u>	
<u>68</u>	
<u>69</u> ～	

（様式第5号）

3．基礎率算定表

（1）脱退率

男子

年齢	
15	(略)
16	
17	
18	
19	
(略)	
<u>64</u> ～	

代行保険料率の算定に関する取扱いについて（平成7年3月30日年発第1510号）新旧対照表 8

新	旧
---	---

女子

年齢	
歳	
15	
16	
17	
18	
19	
(略)	(略)
<u>64</u>	
<u>65</u>	
<u>66</u>	
<u>67</u>	
<u>68</u>	
<u>69</u> ~	

女子

年齢	
歳	
15	
16	
17	
18	
19	
(略)	(略)
<u>64</u> ~	

代行保険料率の算定に関する取扱いについて（平成7年3月30日年発第1510号）新旧対照表 9

新	旧
---	---

(2) 昇給指数

男子の基礎データ

年齢	
歳	
15	(略)
16	
17	
18	
19	
(略)	
<u>64</u>	
<u>65</u>	
<u>66</u>	
<u>67</u>	
<u>68</u>	
69~	
計	

(2) 昇給指数

男子の基礎データ

年齢	
歳	
15	(略)
16	
17	
18	
19	
(略)	
<u>64~</u>	
計	

代行保険料率の算定に関する取扱いについて（平成7年3月30日年発第1510号）新旧対照表 10

新	旧
---	---

女子の基礎データ

年齢	
歳	
15	(略)
16	
17	
18	
19	
(略)	
<u>64</u>	
<u>65</u>	
<u>66</u>	
<u>67</u>	
<u>68</u>	
<u>69~</u>	
計	

(略)

女子の基礎データ

年齢	
歳	
15	(略)
16	
17	
18	
19	
(略)	
<u>64~</u>	
計	

(略)

代行保険料率の算定に関する取扱いについて（平成7年3月30日年発第1510号）新旧対照表 11

新

旧

（様式第6号）

4. 代行給付現価、標準報酬月額現価等の内訳

	男子			女子			計		
	計	現在 加算分	将来 加算分	計	現在 加算分	将来 加算分	計	現在 加算分	将来 加算分
代行給付現価 （政府負担金 控除後計） （千円）									
代行現価 (政負担額)									
政負担現価									
標準報酬月額現価 （千円）									
標準賞与額現価 （千円）									
代行保険料率 （‰）		—	—		—	—		—	—

過去期間代行給付現価	(A)	千円
最低責任準備金	(B)	千円
法附則第31条に規定する上回っている額(B - A × 1.5)	(C)	千円
代行給付現価(政府負担金控除後)計	- C	千円
代行保険料率		‰

（様式第6号）

4. 代行給付現価、標準報酬月額現価等の内訳

	男子			女子			計		
	計	現在 加算分	将来 加算分	計	現在 加算分	将来 加算分	計	現在 加算分	将来 加算分
代行給付現価 （政府負担金控 除後計） （千円）									
うち65歳未満									
うち65歳以上									
代行現価 (政負担額)									
政負担現価									
標準報酬月額現価 （千円）									
標準賞与額現価 （千円）									
代行保険料率 （‰）		—	—		—	—		—	—

代行保険料率の算定に関する取扱いについて（平成7年3月30日年発第1510号）新旧対照表 12

新	旧
<p>代行保険料率算定届出書記載要領</p> <p>1 総括表（様式第3号、様式第3号の2） （1）～（12）（略） <u>（13）「過去期間代行給付現価」及び「最低責任準備金」の欄は、別紙の1の（1）のイ～ウ、オ～カ又はクに該当する基金及び別紙の1の（1）のアに該当する事業主で、算定基準日の翌日の属する事業年度の一事業年度前の末日において、最低責任準備金相当額が過去期間代行給付現価に1.5を乗じて得た額を上回っている場合及び別紙の1の（1）のキに該当する場合に記入すること（それ以外の場合には空欄とすること）。</u> <u>（14）「過去期間代行給付現価」及び「最低責任準備金」の欄には、別紙の1の（1）のイ～ウ、オ～カ又はクに該当する基金及び別紙の1の（1）のアに該当する事業主で、算定基準日の翌日の属する事業年度の一事業年度前の末日において、最低責任準備金相当額が過去期間代行給付現価に1.5を乗じて得た額を上回っている場合には、算定基準日の翌日の属する事業年度の一事業年度前の末日における「過去期間代行給付現価」及び「最低責任準備金」を記入すること。また、別紙の1の（1）のキに該当する場合には算定基準日における過去期間代行給付現価相当額及び最低責任準備金相当額を記入すること。</u> <u>（15）「過去期間代行給付現価」及び「最低責任準備金」の欄に記入する場合、「代行保険料率」の区分「男子」と「女子」の欄については、「最低責任準備金 - 過去期間代行給付現価 × 1.5」を控除する前の代行保険料率を記入し、「代行保険料率」の区分「計」の欄については、「最低責任準備金 - 過去期間代行給付現価 × 1.5」を控除した後の代行保険料率を記入すること。</u></p>	<p>代行保険料率算定届出書記載要領</p> <p>1 総括表（様式第3号、様式第3号の2） （1）～（12）（略）</p>

代行保険料率の算定に関する取扱いについて（平成7年3月30日年発第1510号）新旧対照表 13

新	旧
<p><u>(16)</u>「(特記事項)」の欄には、代行保険料率の算定において特別な取扱いを行った場合にその内容を記入すること。例えば、過去3年間において算定基礎に異例データがあり、代行保険料率の算定基礎から除外した場合にその内容を記入すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 基礎率算定表(様式第5号)</p> <p>(1)脱退率</p> <p>「資格喪失者数」の欄には、退職、死亡の如何を問わず加入員の資格を喪失した者の人数を記入すること。但し、<u>70歳到達による資格喪失者は除外すること。</u></p> <p>4 代行給付現価、標準報酬月額現価等の内訳(様式第6号)</p> <p><u>(1)「代行給付現価(政府負担金控除後計)」の欄は、「代行給付現価(政府負担金控除前)」から「政府負担金現価」を控除したものであること。</u></p> <p><u>(2)上の表の「代行保険料率」の欄には、「代行給付現価(政府負担金控除後)」を「標準報酬月額現価」と「標準賞与額現価」の合計額で除して得た率を千分率で小数点以下第二桁目を切り捨てて記入すること。</u></p> <p><u>(3)下の表の「過去期間代行給付現価」及び「最低責任準備金」の欄の記入については、1の(13)及び(14)と同様の取扱いとする。また、「過去期間代行給付現価」及び「最低責任準備金」の欄に記入する場合、当該表の「代行保険料率」の欄には、「最低責任準備金 - 過去期間代行給付現価 × 1.5」を控除した後の代行保険料率を記入すること。</u></p>	<p><u>(13)</u>「(特記事項)」の欄には、代行保険料率の算定において特別な取扱いを行った場合にその内容を記入すること。例えば、過去3年間において算定基礎に異例データがあり、代行保険料率の算定基礎から除外した場合にその内容を記入すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 基礎率算定表(様式第5号)</p> <p>(1)脱退率</p> <p>「資格喪失者数」の欄には、退職、死亡の如何を問わず加入員の資格を喪失した者の人数を記入すること。但し、<u>65歳到達による資格喪失者は除外すること。</u></p> <p>4 代行給付現価、標準報酬月額現価等の内訳(様式第6号)</p> <p><u>(1)「代行給付現価(政府負担金控除後計)」の欄は、「うち六十五歳未満分」と「うち六十五歳以上分」の合計となっているものであること。</u></p> <p><u>(2)「うち六十五歳以上分」の欄は、「代行給付現価(政府負担金控除前)」から「政府負担金現価」を控除したものであること。</u></p> <p><u>(3)「代行保険料率」の欄には、「代行給付現価(政府負担金控除後)」を「標準報酬月額現価」と「標準賞与額現価」の合計額で除して得た率を千分率で小数点以下第二桁目を切り捨てて記入すること。</u></p>

代行保険料率の算定に関する取扱いについて（平成7年3月30日年発第1510号）新旧対照表 14

新	旧
5（略）	5（略）